

水道料金改定に関する Q&A

- Q1 いつから水道料金を改定しますか？前回の改定はいつですか？
- Q2 なぜ、水道料金改定が必要なのですか？
- Q3 改定後の水道料金はどのように決めたのですか？
- Q4 水道料金改定をしないとどうなるのですか？
- Q5 水道料金改定の内容は？
- Q6 なぜ口径別料金にしたのですか？
- Q7 具体的に改定後はいくら値上がりするのですか？
- Q8 施設の更新・耐震化等に必要な費用は、市の税金を充てればよいのではないのですか？
- Q9 水道料金を改定する前に、経費の削減に取り組むべきではないのですか？
- Q10 なぜ、事業者（自治体）ごとで水道料金が異なるのでしょうか？
- Q11 水道料金が上がれば下水道使用料も上がるのですか？
- Q12 水道加入負担金の改定はありますか？
- Q13 口径が大きい場合、口径を小さくすることはできますか？
- Q14 口径を小さくした場合、加入負担金の差額分は返還されますか？
- Q15 口径を小さくし、再度必要が生じた場合、口径を大きくすることはできますか？

Q1 いつから水道料金を改定しますか？前回の改定はいつですか？

A) 令和6年4月1日から水道料金改定を行います。4月検針分（4月使用分）から、改定後の新料金で計算します。

本市の水道料金は、町村合併（平成16年3月）以降、上水道については現在まで改定はありません。簡易水道については平成21年4月に料金を改定して以降、15年ぶりの改定となります。（消費税改定は除く）

Q2 なぜ、水道料金改定が必要なのですか？

A) 高度経済成長期以降に整備した水道施設の老朽化が進行しており、古くなった施設の更新や耐震化を行うために今後、多額の工事費用が必要となります。

これまで、経営の効率化・健全化に努め、県内他団体と比較しても安価な水道料金を維持してきました。しかし、今後も現行料金のまま必要な工事や設備の更新を行おうとした場合、人口減少社会を踏まえると、水道料金収入の減少が見込まれ、財源が大幅に不足することとなり一層厳しい財政状況が見込まれます。また、必要な事業を怠りますと、劣化による水道管の破裂や機器の故障等により、漏水や断水が発生したり、水質が悪化したりする恐れもあります。これからも水道水を安定してお届けできるようこの度、やむを得ず料金改定をさせていただくことになったものです。

Q3 改定後の水道料金はどのように決めたのですか？

A) 水道事業、下水道事業の経営に関する重要事項を調査審議することを目的に市民の代表12名と学識経験者1名で構成された上下水道運営委員会で、令和3年10月から10回以上の審議を経たうえ、今回示した案で改定を予定しました。

Q 4 水道料金改定をしないとどうなるのですか？

A) 水道事業の経営に必要な収入を確保できないことになり、計画している設備更新や補修工事などを中止せざるを得なくなります。必要な工事を怠ると、劣化による水道管の破裂や設備の故障等により漏水や断水が発生する危険性が高まります。また、水質が悪くなる場合もあり、安心・安全な水道水をお届けすることができなくなる恐れがあります。

Q 5 水道料金改定の内容は何ですか？

- A) ①水道料金を市内統一します。(上水道・簡易水道の料金統一)
- ②基本水量は(10 m³/月)に統一します。
- ③口径別の基本料金を採用します。
- ④一般家庭の多くが利用している口径13mmの基本料金は値下げます。
- ⑤大量使用者への配慮 超過(従量)料金を段階的に下げます。

Q 6 なぜ口径別料金にしたのですか？

A) 本市では現在、上水道で口径別の基本料金を採用していますが、全国的にも口径別を採用する事業者が年々増加傾向にあります。これは、大きい口径の施設が一時的に水を使用しない場合であっても、その口径に見合った給水能力を維持しなければならないことや大きい口径の施設は一度に大量の水を使うことができるため、小さい口径と比べて水道施設への負担が大きくなることから、口径別による基本料金に差をつけることが公平性の観点から望ましいとの考えからです。

Q7 具体的に改定後はいくら値上がりするのですか？

A) 料金収入総額で約5%増額する改定を予定しています。

個々のお客様の料金変動につきましては口径や使用水量により異なります。

※下呂市水道料金シミュレーターのQRコードを読み取り、必要項目を入力いただくと、改定後の水道料金が計算できます。

Q8 施設の更新・耐震化等に必要な費用は、市の税金を充てればよいのではないですか？

A) 水道事業は、地方公営企業法の定めに基づき、市が経営する独立した企業として、市の税金ではなく使用者の皆さまからいただく水道料金によって必要な事業費を賄う「独立採算制」が原則となっています。そのため、市税を主な財源とし、福祉、衛生、消防、防災、教育など市の基本的な施策に充てられる一般会計や他の特別会計とは、会計（収支）が明確に分けられています。

今回、料金の改定を予定していますが、水道事業を安定的に運営していくため、引き続き支出の削減や未収金の解消など経営の健全化に努めていきます。

Q9 水道料金を改定する前に、経費の削減に取り組むべきではないのですか？

A) これまでにも、安定した水道水の供給のため、人件費の削減、事業の包括委託による業務の効率化とサービス向上に努めてきましたが、このような経費の削減にも限界があることから、将来にわたって皆さまに安心・安全な水道水を安定的にお届けするため、この度、料金を改定させていただくことになったものです。

Q10 なぜ、事業体（自治体）ごとに水道料金が異なるのでしょうか？

A) 水道水は、河川などから水を汲み上げて（取水）、飲めるよう水をきれいに（浄水処理）して、皆さまのところへ水を送って（配水）いますが、その元となる水源の位置や、その水質の良し悪しによって浄水処理にかかる費用が大きく変わります。また、地形や地理的要因によって取水や配水にかかる経費が異なるため、事業体によって水道料金に違いが生じます。

Q11 水道料金が上がれば下水道使用料も上がるのですか？

A) 今回の改定は、水道料金のみになります。

Q12 水道加入負担金の改定はありますか？

A) 新たに水道を引き込む場合や、既に設置されているメーターの口径を大きくする場合には、施工される工事費とは別に市に納めていただく水道加入負担金も改定します。
※詳細につきましては、「料金改定について（詳細）」のP.16をご確認ください。

Q13 口径が大きい場合、口径を小さくすることはできますか？

A) 施設の給水状況や給水装置が変わった場合は、口径変更（サイズダウン）をすることができます。この場合、工事にかかる費用については、お客様のご負担となります。
口径変更につきましては、下呂市指定給水装置工事事業者にご相談ください。

Q14 口径を小さくした場合、加入負担金の差額分は返還されますか？

A) 加入負担金の返還はしていません。

Q15 口径を小さくし、再度必要が生じた場合、口径を大きくすることはできますか？

A) 一度口径を小さくした場合、次回口径を大きくする際には、差額分の加入負担金が必要となります。このため、今後の使用見込みを十分にご検討ください。